破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８５号
愛知県岡崎市戸崎元町10番地１　コーポかよ101
債務者　岩月　哲男
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
愛知県みよし市三好町八和田12番地　日ノ出荘２号、前住所愛知県瀬戸市八幡台４丁目４番406号
債務者　加古　幸枝（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
愛知県西尾市新在家町中屋下25番地　ＡＮＮＥＸ中屋下Ｂ棟101号室
債務者　岩瀬　千尋（旧姓細山田・荒井）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６４３号
大阪府箕面市瀬川１丁目７番３号
債務者　畠　　高士
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６４４号
大阪府箕面市瀬川１丁目７番３号
債務者　畠　須美子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６５８号
大阪市西成区千本北２丁目８番７号　ダイキョー千本北ハイツ202号
債務者　浪江　海透
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７０８号
大阪府豊中市蛍池中町１丁目13番６号
債務者　兒玉　重治
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７７３号
大阪市東淀川区大桐４丁目５番65号　久原マンション101号
債務者　Ｌａｒａこと　冨井　雅文(旧姓杉浦)
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８８４号
大阪市東成区中本２丁目３番18―418号
債務者　関　　一
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０７７号
大阪府寝屋川市松屋町19番７―301号
債務者　阿武真紀子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０７９号
大阪府吹田市原町４丁目21番45―725号
債務者　追風　浩子（旧姓篠森）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０８６号
大阪府門真市末広町38番６号
債務者　横田　惠子（旧姓徳山）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９０号
大阪市東淀川区小松３丁目21番50号　仰苑ハイツ102号
債務者　松井千奈江
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１１１号
大阪市此花区梅香１丁目８番11号　メゾンドブーケ201、前住所大阪市此花区高見１丁目１番19―415号
債務者　山田　陽子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１５２号
大阪府東大阪市吉田５丁目８番11号
債務者　若山　　修
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１５３号
大阪府東大阪市吉田５丁目８番11号
債務者　若山　早苗
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９号
島根県出雲市上塩冶町1596番地36
債務者　原　　康光
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　松江地方裁判所出雲支部